

市外から転入し住宅を取得した方を対象

栃木市とちぎで暮らそ IJU 支援補助金



補助金を申請された方は、
アンケートへ回答ください!



1. 対象者 (次の①～⑥すべてを満たす方)

- ① 栃木市に5年以上定住することを誓約した方
- ② 市税の滞納がない方
- ③ 暴力団員でない方
- ④ 転入直前に連続して1年以上市外に住所を有し、本市へ転入後、2年以内に対象住宅を取得した方※

※例: R6.5.1 に本市 (住所は対象住宅の所在地) へ転入。⇒ ○ (転入後2年以内)

R6.5.1 に転入し賃貸物件に居住。R8.4.30 に対象住宅へ転居。⇒ ○ (転入後2年以内)

R6.5.1 に転入し賃貸物件に居住。R8.5.2 に対象住宅へ転居。⇒ × (転入後2年超過)

- ⑤ 自治会へ加入した方
- ⑥ 移住者として栃木市のアンケート、広報等に協力して頂ける方

2. 対象住宅 (次の①②を満たす住宅)

- ① 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの契約で取得 (新築・購入) した住宅
- ② 所在地が市内である住宅。ただし、市街化調整区域 (西方都市計画区域は用途地域以外の地域) は、三世代が同居または近居 (直線距離1km以内) するための住宅であること。

3. 補助金額

区域	市街化区域に住宅を取得した方 (西方地域は用途地域)	市街化調整区域に住宅を取得した方 (西方地域は用途地域以外の地域) ※三世代が同居または近居するための住宅
基本額	新築住宅: 30 万円 (市街化調整区域の場合は 20 万円) 中古住宅: 10 万円	
あるが 嬉しい加算 (各5万円)	・居住誘導区域加算 (※市街化区域のみ) ・子ども加算 ・東京圏移住加算 ・県外からの U ターンまたは孫ターン加算 ・三世代同居世帯加算 ・新規就農者加算	

※提出書類が複数ありますので、申請をご検討の方はお問合せください。

申請期限

令和9年3月31日まで

問合せ先

栃木市 地域政策課 移住定住促進係 TEL 0282-21-2453

4.提出書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 補助金申請に関する誓約書及び同意書
- ③ 世帯員全員が記載されている住民票（続柄記載のもの・原本）
 ※市街化調整区域（西方地域は用途地域以外の地域）の方は、三世代が確認できる住民票
 ※市民生活課または各総合支所地域づくり推進課で取得できます。
 マイナンバーカードをお持ちの方は、便利なコンビニ交付をご利用ください。
- ④ 住宅の建築工事請負契約書または売買契約書のコピー
- ⑤ 建築確認申請書または重要事項説明書のコピー
 ・注文住宅：建築確認申請書（第一面と第三面）
 ・建売住宅、中古住宅：売買契約時の重要事項説明書（用途地域の欄がある部分まで）
- ⑥ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）のコピー
 ※表題部①種類が「居宅」であり、申請者が所有する建物に限ります。
- ⑦ 転入前１年間の住所が確認できる書類（AまたはBのどちらか）
 A：転入前の住民票または住民票の除票 ※転入前に住所を有していた自治体で取得
 B：戸籍の附票 ※本籍地の自治体で取得（転入前から本籍地が栃木市の場合は栃木市で取得）
- ⑧ 自治会加入証明書または自治会費を納めた領収書のコピー
- ⑨ 補助金等交付請求書
- ⑩ 市街化調整区域（西方地域は用途地域以外の地域）に住宅を取得した方で、近居の場合は
 既存住宅と取得した住宅の距離が分かる書類（直線距離１km以内）

※ ①②⑨の書類は、取得した住宅が共有名義の場合、名義人全員の氏名を記入してください。

【あるが嬉しい加算の提出書類】

加算の種類	条件	提出書類
居住誘導区域加算	栃木市立地適正化計画に基づく、居住を誘導する区域に住宅を取得された方 居住誘導区域はコチラから調べられます⇒ 	なし
子ども加算	申請時、世帯に１８歳未満の子どもがいる方	なし
東京圏移住加算	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県から移住した方 （住民票の従前住所が上記都県であること）	なし
県外からのＵターン または孫ターン加算	Ｕターンは、進学・就職等により栃木市から他の地域へ移住した後、再び県外から栃木市へ移住した方	Ｕターン証明書
	孫ターンは、栃木市に住んだことがなく、かつ栃木市内に祖父母が住所を有している方で、県外から栃木市へ移住した方	孫ターン証明書
三世代同居世帯加算	親、子および孫の三世代が同一の住宅に居住している 同一の世帯であること	なし
新規就農者加算	栃木市内で新規に農業に従事する方	新規就農に係る 届出